

序 章 日本の新たな安全保障政策の「リアリティ」

神谷 万丈

1. 研究会の問題意識

2015年4月に新たな日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）が発表され、翌2016年3月に平和安全法制関連2法（新安保法制）が施行されたことで、日本の安全保障政策は新たな段階に入った。日本は、集団的自衛権の限定的な行使をはじめとして、自らの安全と国際社会の平和のために、従来は控えてきたさまざまな活動を行えることになったからである。

日本の安全を守るためには、日本自身の防衛努力、同盟国および友好国との協力、より広い国際社会との協力とそれの中での日本による国際的な平和のための応分の責任負担、という三つのレベルでの努力を連動させていく必要があることがかねてから言われてきた。新安保法制と新ガイドラインの下で、これからの日本の安全保障政策は、これら全てのレベルにおいて、次のような形で充実が図られていくことが期待されている。

第1に、日本自身の防衛努力に関して、平時から有事まで「切れ目のない」安全保障体制の整備を進め、「グレーゾーン事態」などへのより効果的な対処を可能にすること。その中で、警察権と自衛権の間に「切れ目」が生じないようにするために、警察と海上保安庁の能力向上、自衛隊が必要に応じて迅速な対応をとることが可能になるような手続きの整備、警察・海上保安庁と自衛隊との間の連携を強化するための情報共有や共同訓練の促進、などを進めていくこと。

第2に、現在の世界ではどの国にとっても自らの安全を自らの力だけによって保障することができなくなっているため、同盟国である米国や、オーストラリア、インド、韓国などのその他の友好国との安全保障協力を進展させること。そのために、たとえば、「存立危機事態」が認定されれば同盟国や友好国を守るための集団的自衛権を限定的に行使することを考慮し、「重要影響事態」においても同盟国や友好国への後方支援を拡充し、平時においても自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に従事している米軍等の部隊の「武器等防護」を必要に応じて実施すること。そして、これら各種事態間の移行があっても安全保障体制に「切れ目」が生じず必要な対処が行えるような枠組みの整備を進めること。

第3に、国際的な平和活動のために、自衛隊がより大きな役割を果たせるようにすること。具体的には、たとえば国際平和維持活動における自衛隊の活動について、従来の制約を緩和して、「駆けつけ警護」、「安全確保業務」、司令部業務、統治組織の設立、任務遂行のための武器使用などを行っていくこと。また、「国際平和共同対処事態」において、自衛隊がそうした活動に参加する他国の軍隊に対し、捜索救助や船舶検査などの、武器提供を除く活動を行っていくこと。

日本がこうした新たな安全保障政策の方向性を打ち出したことにより、これまでできなかったその安全保障分野での行動が広がるとすれば好ましい。そして実際、この新たな方向性は、米国のみならず国際社会の大多数の国によって歓迎されてきている。だが、こうした変化は、現時点ではあくまでも法制と宣言政策のレベルにおけるものにとどまってい

るものが大半である。今後、日本にとっては、新安保法制や新ガイドラインに書かれている内容を、いかにして、どこまで実行に移せるのかが課題となる。政治指導者の強いリーダーシップが必要とされるが、2012年12月末に第2次安倍晋三政権が登場する前の数年間、日本政治にリーダーシップと実行力の欠如が問題視されていた時期があったことを忘れるべきではない。さらに、新しい安全保障政策を実行に移すためには、政治的意志だけではなく、能力面の整備も必要になる。現在の日本の防衛能力で何ができ、何ができないのか、そしてできないことをできるようにするためにはどのような能力が必要になるのかを、十分に精査する必要がある。

また、こうした変化は、日本がこれまで自らの安全保障政策に自らの手で課してきた諸制約を緩和したという意味では画期的ではあっても、国際的な標準からみれば、さして画期的ではない変化にすぎないとも言える。たとえば、日本による集団的自衛権の行使は、今後も限定的なものにとどまるとされており、しかもその行使には厳しい三つの要件が設定されている。また、国際的な平和活動における自衛隊の活動は確かに拡充されるものの、自衛隊の武器使用基準は依然として国際標準よりもはるかに厳しく、「自衛」という語の定義も国際標準と同じになったわけではない。また、自衛隊は「現に戦闘行為を行っている現場」では活動ができないとの規定もある。つまり日本は、新安保法制と新ガイドラインの下でも、緩和されたとはいえ世界のほとんどの国々には存在しない自己規制の下で安全保障政策を遂行していくことになるのである。新安保法制と新ガイドラインによって日本が新たにできるようになったことが、現在日本が直面している国際安全保障環境からみて十分なものであるかどうか、不十分であるとすれば何が足りないのか。日本にとっては、この点を検討し、さらなる政策変更が必要なかどうかを判断していくことも、重要な課題となる。

本研究会は、こうした問題意識の下に設立され、2年間にわたり研究を行ってきた。各委員による報告は、われわれが当初抱いた問題意識が基本的に妥当なものであったことを裏付けている。同時に、われわれの研究からは、新安保法制の下での日本の新たな安全保障体制には、当初はわれわれがあまり意識していなかったもう一つの大きな課題があることが浮き彫りになった。それは、新安保法制の下で日本が実際に必要な行動をとれるかどうか「事態認定」が適切に行われ、必要な国会承認が迅速に得られるかどうか大きく左右されるということである。国民が依然として「平和のための軍事力の役割」を認めたがらない日本の社会においては¹、適切な事態認定や迅速な国会承認が確保できるかどうか自明ではないのである。

本研究会は、「新しい安保法制とガイドラインの改定の評価を行い、新たな日本の安全保障政策と日米同盟のリアリティ・チェックを行う」というきわめて大きなテーマを取り扱うべく実施された。そのため、各委員による6本の報告論文の内容も、一読していただければ明らかなようにすこぶる多様である。また、そこには、上に示した本研究会の中心的な問題意識からは逸脱しつつ、日本の新たな安全保障態勢の「リアリティ」をみる上では重要な記述も少なくない。そうした論考の内容をひとことで要約することは困難であるため、以下では、各論文について、本研究会の中心的な問題意識に沿った部分に主に焦点を当てる形で内容の整理を試み、その上で、主査としての所見を述べたい。

2. 日本の平和と安全の確保をめぐる「リアリティ」

新安保法制の目的を大きく二つに分けるならば、「日本の平和と安全の確保」と「国際平和への貢献」ということになる。われわれの研究会では、主査以外の6人の委員による6本のうち、5本が前者の「日本の平和と安全の確保」に関わるものであった。

(1) 小谷論文「南シナ海危機と重要影響事態：切れ目としての船舶検査とアセット防護」

小谷論文は、南シナ海における中国の力による現状変更の試みが米中間の危機をもたらす可能性に焦点を当て、そのような場合に日本の新たな安全保障政策がいかなる「リアリティ」に直面するのを探っている。小谷は、中国がフィリピンとの間で係争のあるスカボロー礁で埋め立てを強行した結果、米比同盟に基づいてフィリピンを支援する米国との間で1962年のキューバ危機に類似した危機が生起し、米国が日本に支援を要請するというシナリオを提示してシミュレーションを試みた。シナリオでは、中国の作業船のスカボロー礁への接近を阻止しようとしていたフィリピンのコーストガード艇が中国の公船に体当たりされ沈没し、フィリピンの支援要請を受けた米国が同礁の「隔離」を開始して米中間に軍事的緊張が高まるとされている。小谷によれば、この場合に米国からの支援要請があれば、日本が新安保法制と新ガイドラインの下でとる可能性がある措置としては、「海洋安全保障に関する措置」、「船舶検査」、「後方支援・協力支援」、「捜索救助」、「アセット防護」の5種類が考えられるという。

ここで問題となるのが、日本政府による事態認定である。まず、船舶検査と捜索救助を実施するためには、重要影響事態か国際平和共同対処事態の認定が必要である。一方、海洋安全保障に関する措置、後方支援・協力支援、アセット防護の3種類については、理論上は「平素からの措置」としての実施が不可能ではない。だが、米軍の実施する隔離とは事実上は海上封鎖であり、海上封鎖は武力の行使にあたる活動であることから、そうした状況下でこれらの支援を平素からの措置として行うことには限界がある。そこで、米国によるスカボロー礁の隔離という事態を、日本政府が重要影響事態あるいは国際平和共同対処事態と認定できるかどうかを鍵となるのである。

このうち、国際平和共同対処事態の認定には、国際平和支援法により国連安全保障理事会または国連総会の決議が必要とされている。だが、想定されているシナリオでは拒否権を持つ中国が当事者であるため安保理での決議はあり得ず、総会決議も加盟国の3分の2の賛成が集まる可能性は低い。これに対し、重要影響事態については、中国による南シナ海の現状変更が放置されれば「米軍の日本に対する防衛義務や拡大抑止に悪影響を与えることが想定される」ため認定は可能であると小谷はいう。

小谷は踏み込んでいないが、認定が「可能」であるということと、実際に政治的に行われるかどうかというものは別の問題である。新安保法制に対する世論の支持は、施行から1年以上を経ても定着しておらず、依然として賛成が反対を下回る世論調査結果がみられる²。こうした状況の下で、政府が実際に重要影響事態を認定する政治的決断を下せるかどうかは必ずしも明白ではない。しかも、もし認定が行われたとしてもなお、船舶検査とアセット防護をめぐる「自衛隊が行う対応に『切れ目』が存在する可能性はある」と小谷は指摘する。重要影響事態における自衛隊の船舶検査には国連安保理決議か旗国の同意が必要であるが、シナリオでは中国が当事国であるためそれらが実現するとは考えにくく、

自衛隊には実効的な検査ができない可能性が高い。また、このシナリオで必要になるアセット防護として可能性が高いのは、米国の艦艇等のプラットフォームを中国の潜水艦の脅威から防護することであるが、自衛隊が潜水艦の強制浮上措置をアセット防護として行うための法的基盤がないことなど、自衛隊が実際にできることには限りがある。そのため、存立危機事態の認定がなければ「南シナ海での“キューバ危機”シナリオで、自衛隊が船舶検査とアセット防護を切れ目なく行う」ことは難しい。だが、このシナリオでは「武力攻撃は発生しておらず、存立危機の認定は不可能」であると小谷は述べている。

小谷によれば、これまでに日本の安全保障政策では、日本周辺の事態としては朝鮮半島と台湾海峡がもっぱら念頭に置かれており、南シナ海での事態は想定されていなかった。だが、中国の南シナ海での現状変更が日本の安全にとって深刻な問題となっている以上、船舶検査やアセット防護も含めた形で自衛隊が必要な対米支援を行えるように、法的な基盤をさらに整えていかなければならないというのが小谷の結論である。

(2) 森論文「平和安全法制における法的事態とその認定について」

森論文は、北朝鮮が日本に対する武力攻撃の恫喝を行うというシナリオを想定して、新たな安保法制の下で、「自衛隊の活動の実効性と、それに対する法的規制という二つの要請にどう折り合いをつけるか」という問題を、特に事態認定という観点から検討しようとしたものである。新安保法制では、重要影響事態、存立危機事態（同予測事態）、武力攻撃事態（同予測事態）という各種「法的事態」ごとに自衛隊に許される活動が異なっており、それぞれポジティブ・リスト方式で列挙されている。一方、北朝鮮の核・ミサイル能力の増大や中国の軍拡と一方的現状変更を目指す行動の活発化などは、自衛隊による実効的な活動を要請している。自衛隊の活動の実効性は、自衛隊が変化する状況にいかに対応でき、米軍といかに関係的に連携できるかに左右される。新安保法制の制定は、民主的統制の原則の維持と自衛隊の活動の実効性の担保を両立させるために、「活動に対する法的規制を慎重に見直す取り組みの成果」であるが、依然として両者の間に緊張が残っており、法的には十分にシームレスなものになっているとはいえない。これが、森の基本的な問題意識である。

森がこの論文で強調するのは、まず、法的事態の認定には、それに先行する安全保障上の政策判断が存在していなければならないということである。特に、重要影響事態と存立危機事態の場合は、「その状況において日本の安全保障上の利益がいかなる脅威に晒されているか」、「その状況で自衛隊をいかに運用すべきか」、「米軍といかに連携しながら自衛隊を運用すべきか」といった「高度な政策上の判断」に基づく裁量の行使が政府に求められるのである。ここで求められる政策判断は、主に、①自衛隊の運用によって防衛すべき日本の安全保障上の利益をいかに定義するか、②日本の安全保障に及んでいる脅威の深刻度をいかに評価するか、③米軍との連携方法をいかに判断するか、という諸点に関わるものであるが、このうち①と③をあらかじめ政府内で検討しておくことと、①については国民の安全保障意識を向上させるべく日頃から政策論議を行い、啓蒙を図ることが必要であるというのが森の考えである。

次に、森が強調するのは、重要影響事態や存立危機事態における自衛隊の活動に関して原則とされている国会による事前承認について、敵対勢力からの威嚇や恫喝に晒される世

論に国会が敏感に反応しすぎると、自衛隊の活動の実効性を阻害するリスクがあるという現実が直視されるべきであるということである。たとえば森は、彼の「朝鮮半島有事シナリオ」の中で、北朝鮮の軍事的恫喝があれば日本が報復の標的にされるのではないかとこの恐れから日本の世論が割れ、それを追い風に野党が、政府の提出した重要影響事態の認定を前提とした自衛隊の活動に関する基本計画に反対した場合、審議が紛糾し、米国あるいは韓国、オーストラリアなどとの連携にも悪影響を与える恐れがあると警鐘を鳴らしている。特に、日米同盟に基づく米国からの後方支援活動の要請に対し、日本が速やかに行動できないならば、「北朝鮮に加えて韓国や米国にも誤ったシグナルを送ることになりかねない」。

言い換えれば、敵国による日本に対する軍事的脅迫は、「自衛隊の実効的な運用と民主的統制の緊張関係を先鋭化させる効果を持つ」ため、それが致命的な初動の遅れにつながらぬよう、何らかの対策が必要であるというのが森の主張である。具体的な対策として森が提案しているのは、

- ①国会での基本計画の承認手続きの紛糾が予想される場合などには、国会による事前承認を避けて、事後承認を求めるといった方式が採用されるべきこと、
- ②当初は事前承認を求めた場合でも、国会での議論が紛糾している間に情勢に重要な変化が生じ、重要影響事態を前提とした自衛隊の後方支援活動の実施などが必要になった場合には、審議途中から事後承認に切り替えることが許されるべきであること、

である。そのためには、重要影響事態下での対応措置については緊急の必要がある場合には事後承認が認められており、審議途中からの事後承認への切り替えも法的に問題がないとの見解を、日頃から政府が社会に周知させるべきであると森は主張している。

さらに森は、平時ないし重要影響事態から存立危機事態や武力攻撃事態に移行して自衛隊に対して防衛出動の発令が必要になった際にも、民主的統制と自衛隊の活動の実効性の間の「トレードオフ」が先鋭化する可能性があることを指摘している。それは、自衛隊が発揮し得る抑止力が損なわれるリスクにもつながり、「最悪の場合、敵勢力はこれを利用するかもしれない」と森はいう。

これを避けるためには、国会による民主的統制と自衛隊による対処行動の高い実効性の確保を両立させ得るような法的手続きの整備が求められると森は主張している。森は、具体的には、あらかじめ政府に対して国会の承認がなくとも30日間という時限付きで防衛出動を発令する権限を与え、国会は政府の報告を受けて30日以内に命令を追認するか停止するかを判断を行うという手続きを提案している。

以上のような議論を行った後に、森は、現在のようなポジティブ・リスト方式の下で自衛隊による活動の実効性を高めようとするのであれば、現在の法的事態の区分は細分化され過ぎているのではないかという問題提起を行っている。自衛隊による武力行使が認められる「有事」と、武力行使は認められないがそれ以外のあらゆる活動が認められる「非有事」という二元的な区分に法的事態を整理することで、民主的統制と実効性の両立が図りやすくなり、複雑化しつつある安全保障環境に日本が適応しやすくなるというのが、森の考えである。

(3) 佐橋論文「台湾海峡危機シナリオ」

佐橋論文は、台湾海峡において、台湾、米国、日本の行動に対する中国の「過剰対応」によって情勢が緊迫する可能性に焦点を当て、そのような場合に日本の安全保障政策に何が問われるのかを探ろうとしたものである。佐橋によれば、台湾を取り巻く現在の状況の基層にある「トレンド」として特に重要なのは、①台湾ナショナリズムの高揚、②中国政府による「92年コンセンサス」の強調と台湾への不信感、③中国政府の抱く日米両政府の「一つの中国」原則からの逸脱への警戒、であるという。そのうち、特に②、③が示す中国政府の「他のアクターに対する不信感」とそれから生じる「過剰対応」を軸とした一つの考えられるシナリオを描き、シミュレーションを試みたのがこの論文である。

佐橋のシナリオの流れは以下の通りである。

【第1段階】

- ①台湾に米国および日本との外交関係の活発化を志向する政権が生まれ、その動きに米日がある程度呼応して政府関係者間の協議などを立ち上げる。
- ②中国がそれに「過敏に反応」して台湾や米国、日本に対する経済的な締め付けをあらさまに行う。
- ③それが台湾にはね返って台湾人の反発を招き、政権が「すべての台湾化」を掲げて人気を急上昇させる。

【第2段階】

- ④それに対し、中国最高指導部はそれまでの「兩岸政策の誤りを認めざるを得ない」との判断を下し、軍事力による台湾恫喝に急速に舵を切る。人民解放軍が台湾海峡で台湾を海上封鎖するに等しい前例のない大規模な演習を実施する。また、東シナ海でも大規模演習が行われるとの通告があり、尖閣諸島周辺にも多数の漁船、海警艦船、さらには東海艦隊艦船が向かう。

【第3段階】

- ⑤演習が開始され、人民解放軍ロケット軍の発射した短距離ミサイルのうち1発が台湾の漁船に命中し、3名の死者を出す。
- ⑥台湾世論はそれに激昂し、政府も中国批判を強める。
- ⑦中国政府は、ミサイルは誤射であることを主張する。
- ⑧米国政府は、ミサイルは誤射の可能性が高いとみつつも、「さらにレベルの高い対応を真剣に検討している」旨を日本政府に対し伝達する。

佐橋はこれを、「中国政府側の焦りによる行動が目立」つシナリオであると述べる。そして、以上の展開に加え、第3段階前後に中国による台湾に対する大規模なサイバー攻撃が行われる可能性や、人民解放軍の戦闘機が「台湾海峡上空、台湾側奥深く」に侵入し、スクランブルをかけた台湾の戦闘機との間でドッグファイトが起り、人民解放軍の戦闘機1機が撃墜されるといった事態が起ることによって「事態の複雑性が増す」可能性にも言及している。

佐橋はまた、中国側だけでなく、台湾側にも「焦りによる行動」が出てくる可能性があるという。たとえば、台湾による中国への策源地攻撃が検討されるといった事態である。そうなれば事態はいっそう複雑性を増すことになる。

佐橋の提示するシナリオの特徴は、それが「比較的に低強度に重点を置いた事態の展開」

を描き出すものになっているということである。中国のミサイル発射による少数の死者などが出ているとはいえ、人民解放軍は演習を行っているにすぎず、事態が「日本と在日米軍基地を本格的に巻き込んだ大規模な地域紛争」に至っているわけではない。そのため、このシナリオでは、「重要影響事態／存立危機事態／武力攻撃事態等のシームレスな移行は対象となっていない」。台湾海峡で緊張が高まった場合、そうした事態に発展する以前にも、「様々な事態の経過があり、そこに日本、日米同盟として問われるものも多いことを示唆する」のがシナリオの目的なのである。

佐橋は、事態の展開が比較的低強度にとどまっている間にも、日本や米国などには、中国による「海上封鎖に等しい大規模演習」や経済的制裁措置がエスカレートして高強度な段階に移行することがないよう、エスカレーションを抑止するための外交努力や「緊急抑止手段」をとることが求められる他、自国民避難を含めた危機管理が問われると論じている。その中で、特に強調されているのが、日本と米国による「外交努力」の重要性である。佐橋は、中台いずれかの「当初からの確固たる意志」によって台湾海峡の安定が崩れる可能性はそれほど高いものではないという。むしろ危険なのは、本シナリオが描き出すように、中国政府の「疑心暗鬼」に根差した対応がエスカレーションの導火線となることである。佐橋が指摘するように、中国政府は事態の推移によっては「あらゆる手段を講じて台湾情勢の安定化を目指すように対応の次元をあげていく」可能性があり、その場合には、嘉手納飛行場などの在日米軍基地への攻撃が早期に行われる可能性も排除できない。また逆に、米軍が先に中国本土に攻撃を加える可能性もある。そうした日本にとってはきわめて好ましくない事態を避けるために、「外交努力」が重要になるのである。

また、佐橋は、事態が高強度に移行してゆく、あるいはしてゆくことが予測されるようになる中で、米国から日本に対し、機雷除去のための行動などを含めて自衛隊による米軍の活動への協力、貢献が求められる可能性にも言及している。そのことを考えると、日本としては、「台湾の安定が危ぶまれるなか、どこまでリスクを引き受けるのか、国益の特定から議論をはじめめる必要がある」と佐橋はいう。中国による対日牽制としての尖閣諸島周辺での作戦への対応と並行して、日本はどこまで軍事的、政治的に台湾での事態に対応できるのか、日本はそのための十分なリソースを持っているのか、そもそも日本はどこまで米国の要望に応えるべきなのか、こうした点が、事態認定のための国会での事前審議に際して問われることになると、論文は主張している。

佐橋は、台湾海峡での緊張の高まりに日本が対応する上で、新安保法制と新ガイドラインからなる新たな安全保障政策の枠組み自体には問題を見出していないようである。だが、本論文のシナリオ研究は、それとは別のところに「日本、日米同盟として問われるもの」が存在していることを示唆している。ひとつは、日本の政治的意志の問題である。新安保法制と新ガイドラインにより、台湾海峡での情勢緊迫に、日本はさまざまな対応がとれるようになった。米国からの軍事的な協力への要請にも相当程度まで応えられるようになっていられると考えられる。だが、それは、あくまでも可能性としての話である。実際に日本が何をするのかは、日本の国益に基づいて、日本自身が判断していかなければならない。佐橋の研究は、そのことを浮き彫りにしている。

もうひとつは、狭義の安全保障政策だけでは日本をとり巻く安全保障問題に十分に対処できるとは限らないということである。新安保法制と新ガイドラインからなる安全保障政

策枠組みは、緊張や有事への日本の、あるいは日米の対応に重要な役割を果たす。だが、日米には、そもそも緊張や有事が発生しないようにし、あるいはそれが発生してしまった後でもそのエスカレーションを食い止める努力も必要とされる。それは、安全保障政策のツールだけでは実現できない。佐橋が強調するように、「外交努力」が不可欠なのである。それが日本の新たな安全保障政策の「リアリティ」の一部として理解されなければならないということを、この論文は示しているといえる。

(4) 神保論文「シームレスな安全保障体制への課題「グレーゾーン」事態からのエスカレーションを巡って」

神保論文は、新安保法制施行後の日本の防衛・安全保障政策の法的基盤が、実際の運用においてどこまで「シームレス」になっているのかを、グレーゾーン事態から事態がさらにエスカレートする場合を想定して検証しようとしたものである。検討は、尖閣諸島周辺海域における中国の海洋活動が事態のエスカレーションを招くケースと、南シナ海をめぐる中比の対立がエスカレートし、中国がフィリピンに対して武力攻撃を行うケースのそれぞれについてのシナリオを想定して行われている。いずれのケースも、問題となるのは海上におけるグレーゾーン事態とそのエスカレーションである。

現在の日本の防衛・安全保障政策における海上でのグレーゾーン事態とそのエスカレーションに対する備えは、第一義的には、海上保安庁を中核とする法執行機関によって担われているが、一般の警察力では治安の確保ができないと認められる場合には自衛隊が「治安出動」や「海上における警備行動」をとることになっている。そして、2001年11月および2012年8月の海上保安庁法の改正、自衛隊の治安出動・海上警備行動等の発令の迅速化に関する2015年5月の閣議決定、新安保法制の中での自衛隊法の改正、船舶検査活動法の改正などによって、海上保安庁と自衛隊がこうした目的でより十分な活動が実施できる法的基盤が形成された。また、従来の周辺事態安全確保法が改正されて重要影響事態安全確保法が制定されたことにより、自衛隊は、「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」が認定されれば、地理的範囲の限定なしに、たとえば南シナ海やマラッカ海峡など日本から遠い場所でのグレーゾーン事態が武力衝突へとエスカレートしていき、その際に米軍などの外国の軍隊が介入した場合には、後方支援、捜索救助、船舶検査などの活動を行えるようになった。それは、確かに大きな前進であった。しかし問題は、こうした新たに整備された法的基盤に基づく海上保安庁や自衛隊の活動が、実際にどこまでシームレスに行われ得るのかということである。

神保の結論は、海上保安庁と海上自衛隊の間の役割分担には依然として「切れ目」が残っており、十分にシームレスになっていない面があるということである。神保によれば、警察権と自衛権の切れ目を埋める方法としては、海上保安庁（及び警察）の能力と権限を拡大するという「下→上」のアプローチと、自衛隊による警察権行使の適用拡大という「上→下」のアプローチがある。このうち、「上→下」のアプローチについては、新たな安全保障法制では、先に述べた自衛隊の治安出動・海上警備行動等の発令の迅速化に関する2015年5月の閣議決定を行ったことや、平時における米国等に対する武器等防護の規定を設けることなどによって前進が図られている。だが、「下→上」の海上保安庁の権限拡大については、海上保安官の武器使用権限に関する議論が警察官職務執行法第7条を準

用した海上保安庁法第20条の規定に「雁字搦め」になったままで、「欠落したまま」になっている。尖閣諸島周辺などで海上保安庁のみで対応できない事態が生じた場合に、海上保安庁の権限と能力を拡大して警察権で対処できる範囲を拡げるのか、それとも自衛隊の出動をより早期に柔軟に行えるようにするのかという「エスカレーション管理」に関する「戦略論」が、新安保法制の下でも十分に深まっていない。そのために、警察権での対処から自衛権での対処への移行に関して「切れ目」が埋まりきっていない。神保はそのように分析する。

なお、神保は、南シナ海におけるケースからは、日本の新たな防衛・安全保障政策の法的基盤が運用においてどこまで「シームレス」になっているのかを検証する、という本論文の主目的とは別の、もう一つの結論を導き出している。それは、新安保法制の下での「重要影響事態」の認定と運用は、「予想以上に難しい」ということである。

南シナ海で中国がフィリピンを軍事攻撃し、米比相互防衛条約に基づいて米国が介入を決定した場合、米国は日本に対して速やかな後方支援を求めると考えられる。だが、この事態を重要影響事態と認定するために必要な「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」という定義の意味するところについての国内的コンセンサスは依然として十分に形成されていない。そのため、国会における承認プロセスが遅延し、タイムリーな後方支援を実施できないおそれがあると、神保はいう。その一方で、神保の分析は、重要影響事態の認定がなくとも、自衛隊と米軍との共同警戒監視活動や、自衛隊の「海上警備行動」による事前の展開や警戒活動など、「実態としての後方支援活動」は行えるとの結果を示している。しかし、それは、「実態としてはシームレスな法的基盤にねじれが生じていることを意味している」と神保は述べる。そうした「ねじれ」をなくし、重要影響事態認定を行った上でいわば正攻法で自衛隊と米軍との協力が行えるようにするためには、上記の国内的コンセンサスの促進が必要であるというのが神保の主張である。

(5) 高橋論文「北朝鮮核問題と拡大抑止」

高橋論文は、北朝鮮による核兵器と弾道ミサイル開発が進み、北朝鮮の核・ミサイルを「現実的な脅威」とみなさなければならぬ新たな地政戦略的環境が生まれてきているとの認識に基づき、そうした新たな環境の下で米国の拡大抑止が直面するようになった課題について検討したものである。

高橋によれば、朝鮮戦争の先例からも明らかなように、朝鮮半島の安全保障情勢にとって日本の戦略的意味はきわめて大きい。従来、仮に朝鮮半島で紛争が起っても、戦闘は半島に限定され、日本列島には直接戦闘が及ばないとみることができた。米国が日本を「安全なステージングエリア」として活用し、日本は米軍の半島での戦闘を支援するという形が、最近まで朝鮮半島有事の地政戦略的な基本構造として想定されていたのである。ところが、北朝鮮の弾道ミサイル開発と核弾頭の小型化が進んだ結果、今や北朝鮮が既に核とミサイルを「実戦使用可能な状況」においている可能性が出てきている。そうであれば、朝鮮半島有事に際して日本はもはや「安全なステージングエリア」ではなくなる。北朝鮮が日本に対する核兵器の使用も含めた攻撃の脅迫を行って対米支援を行わないよう要求する可能性が現実化するなど、日本にとっては朝鮮半島有事に際しての対米支援のリスクが

著しく増大する。このように朝鮮戦争以来の地政戦略的な図式が根本的に変化するとすれば、日本が今後朝鮮半島有事に備える上で、米国の拡大抑止の信頼性の質的強化が不可欠となるというのが、高橋の分析である。

高橋は、2006年10月に北朝鮮による最初の核実験が行われて以来、日米同盟における米国の拡大抑止のコミットメントは着実に強化されてきていると評価している。宣言政策レベルでは、2007年5月1日の2プラス2共同声明以降の日米間の重要な諸文書で、米国の日本に対する核による拡大抑止のコミットメントが確認され続けており、2017年2月に行われたトランプ政権下で初めての日米首脳会談の際の共同声明でもそれが踏襲された。また、日本の防衛政策の基本文書を見ると、2010年版以降の防衛大綱と2013年の初の国家安全保障戦略には、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が日本にとって「不可欠」であり、その「信頼性の維持・強化」のために米国との協力を密にしていく方向性が示されている。さらに、2015年に出された新ガイドラインでは、米軍の「打撃力の使用を伴う作戦」に関する日米協力を強化することによって拡大抑止の信頼性を高めるという方向性が打ち出されている。

宣言政策レベルだけではなく、日米間では実際の安全保障態勢のレベルでも拡大抑止の信頼性を高めるための取り組みが進んでいると、高橋は評価する。たとえば、2010年以降年2回のペースで行われている日米拡大抑止協議である。また、日米間での新ガイドラインの策定と、日本側での新安保法制の制定も、北朝鮮の核・ミサイル開発の進展に伴って出現しつつある新たな地政戦略的前提の下で日米が直面している安全保障上の課題に対応するべく同盟としての抑止力を強化するための取り組みとしては、「適切な方向性を示している」と高橋はいう。したがって、今後これらをどれだけ具体的に実行できるかが重要になるというのが、高橋の基本的な結論である。

そのように述べた上で、今や北朝鮮による核攻撃のリスクに直面するようになった日本にとっては、「抑止力の信頼性を高めるだけでは不十分である」と高橋は主張している。なぜなら、いかに米国の日本に対する拡大抑止のコミットメントが「揺るぎない」ものであったとしても、抑止とは敵の攻撃が行われた際に事後的に対処するものであるため、「最初の攻撃そのものを阻止する」ことが日本の立場からは重要になるからである。そのため、今後は、米軍の打撃力を中心とする能力を日米同盟として高めることを含め、北朝鮮の核ミサイルの発射と日本への飛来を物理的に阻止するためのあらゆる手段を尽くすことを考えなければならない。それが、高橋の提言である。

3. 国際平和への日本の貢献をめぐる「リアリティ」

先にも述べたように、新安保法制の目的を大きく二つに分けるならば、「日本の平和と安全の確保」と「国際平和への貢献」ということになる。これまでの5論文が主に前者に焦点を合せたものであったのに対し、村上論文（「安保法制とPKO—カンボジアPKOの事例研究—」）は後者の国際平和への貢献に焦点を合せたものである。村上の問題意識は、新安保法制の中で改正PKO協力法が成立したことにより、日本の国際平和協力活動がカンボジアPKO以来抱えてきた「25年来の課題」がどこまで克服され、どこが克服されていないのかを明らかにしたいという点にある。村上によれば、日本政府は、改正PKO協力法の眼目たる「駆けつけ警護」および「安全確保業務」が想定する活動の重要性に、国

連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）に自衛隊を派遣した際に既に気づいていた。だが、当初のPKO協力法ではそうした活動が認められていなかったため、政府と自衛隊は、同法を拡大解釈することにより、そうした活動の一部を実行するという苦肉の策を取らざるを得なかった。そうした状況を解消することは、以来日本政府にとっての課題であり続けた。村上が、「25年来の課題」という語を用いるゆえんである。

村上によれば、改正PKO協力法による「駆けつけ警護」と「安全確保業務」の追加は、彼が「従来の日本型PKOモデル」と呼ぶもの、すなわち、自衛隊施設部隊を中心としたPKO工兵部門へのさまざまな貢献を「到達点」とするPKO参加モデルの性格を大きく変化させるものではない。それは、むしろ「日本型PKOモデル」の枠組みを強化するものである。今日では、PKOの大半は文民保護を主眼とする国連決議のマンデートに違反した紛争当事者に対して国連憲章第7章に基づく措置をとることを前提として「強化されたPKO」である。ところが、改正PKO法は「強化されたPKO」による武力行使に日本が参加することを想定していないからである。村上は、この点については否定的にとらえることをしていない。なぜなら、日本型のPKO参加モデルは、国内的に強い支持を得ているだけでなく、国際社会からも、「PKO工兵部隊による平和構築（『エンジニアリング・ピース』）」という普遍性を有する活動として高い評価を受けるようになってきているからである。

そのように述べた上で、村上は、カンボジアPKOへの自衛隊派遣に際しての法的基盤が当時のPKOではなく改正PKO法であったとしてシミュレーションを行った。そして、カンボジアPKOに際して自衛隊に期待されたものの、当時は自衛隊が正攻法でそれを行える法的根拠がなく、国連からの要請を断ったり、あるいは「情報収集活動」や「救急医療活動」などの便宜的名目で事実上の「巡回」や「警護」を行わざるを得なかった活動について、改正PKO法では、「安全確保業務」と「駆けつけ警護」によって「少なくともその外形は整えられた」と評価している。

だが村上は、法的な「外形が整えられた」とはいえ、これら業務の実際の運用に関してはいくつかの問題点や課題が残されているという。その一つは、PKOに参加する自衛隊の武器使用基準が、依然として、「強化されたPKO」ではない伝統的なPKOの武器使用基準と比べても制約が大きいものになっていることである。その原因は、改正PKO法で従来の「自己保存のための自然権的権利」を超えて認められるようになった「任務遂行型」の武器使用が、伝統的なPKOに認められた要員防護（Aタイプ）と任務遂行に対する妨害排除（Bタイプ）の二種類の自衛のための武力行使のうち、Bタイプと「似て非なる概念」ととどまっていることにある。その結果、自衛隊による「駆けつけ警護」と「安全確保業務」は、法的に可能になったとはいっても、実際には武器使用の制約の大きさが「十分な実施を妨げるか、あるいは、極めて限られたケースにしか適用できない」ことになってしまう可能性があるという警告している。

この点に関連して、村上は、「安全確保業務」と「駆けつけ警護」の実施そのものにきわめて厳しい条件がつけられていることも問題であるとする。たとえば、条件の一つに「安定的な受け入れ同意の維持」の存在があるが、これは、カンボジアPKOの事例では満たされていると認めにくいものであった。そのため、改正PKO協力法の規定では、「安全確保業務」や「駆けつけ警護」が「最も必要とされるときに・・・できないという矛盾」を

はらんでいると村上は指摘する。

もう一つの問題点は、PKOに派遣された日本の部隊の指揮系統に関するものである。改正PKO協力法では、武器使用の判断の主体は、現地の国連指揮官よりも日本派遣部隊を中心に構想されていると村上は指摘する。自衛隊の部隊が、国際標準よりもきわめて限定的な武器使用基準を定める日本の国内法の下で、国連指揮官よりも本国政府の主体的判断を重視する形で行動することは、「理論上は、現地国連指揮官の一元的な指揮活動に混乱を生じさせる可能性もある」と村上は述べる。また、シミュレーションの結果は、自衛隊部隊が国連からの安全確保業務の要請を拒否しておきながら「駆けつけ警護」による邦人救出は実施するという矛盾した行動をとる可能性があることも示すものであったという。

以上の分析結果に基づき、村上は、今後日本のPKO参加がこうした問題を克服していくために、三つの提言を行って論文を締めくくっている。

- ①少なくとも今後「強化されたPKO」に自衛隊を送る場合には、あらかじめ「安全確保業務」の国家承認をとりつけておくこと。
- ②「安全確保業務」に事前の国会承認を得るためにも、「PKO大綱」のような包括的な政策大綱、あるいは自衛隊施設部隊の「PKOドクトリン」を準備し、その中で日本型のPKOモデルを明らかにした上で、武器使用の問題も位置づけを図ること。
- ③1960年代に内閣法制局が、国連が自らの意思で行う武力行使は憲法9条の適用範囲外であり日本の「国連軍」への参加は合憲であるとの判断を下していたことがあるのを参考に、「PKOに限定した集団安全保障に関する憲法9条解釈の変更」を行うこと。

4. 所見

以上で、本研究会の6名の委員（主査を除く）による論文について、研究会の中心的な問題意識に関わる部分を中心に議論のあらましをかいまみた。6名のうち、新安保法制と新ガイドラインの下での日本の平和と安全の確保に焦点を当てた者が5名、新安保法制の下での日本の国際平和協力活動への参加のあり方に焦点を当てた者が1名であったが、興味深いのは、両者の分析結果に、以下の四つの点で相似性が認められたことである。

- ①新安保法制という新たな法的枠組み（および、日本の平和と安全の確保に関しては新たな日米防衛協力のための指針）ができたことで、日本が従来はできなかった多くの活動を行うことが、理論的（法的）には可能になった。
- ②しかし、実際にそれを運用しようとする、さまざまな問題があり、それを克服するのは今後の課題である。
- ③その中でも、日本が行う新たな活動に対する国会の承認のとりつけ（日本の平和と安全の確保に関してはそれ以前に事態認定のあり方も）が大きなポイントになる。
- ④法的枠組みにも、依然としてさらなる改善が必要な点が残されている。

以下、この四つの点を念頭に置いた形で、本研究会の成果に関する主査としての所見を述べたい。

(1) 何ができるようになったか

本研究会の参加者の間では、新安保法制と新ガイドラインができたことにより、日本は、従来できなかったことのかなりの部分を少なくとも理論的（法的）には実行できるようになったという見方で一致があった。そして、2017年1月に、本研究会と中東研究会が成果を持ち寄り、朝鮮半島研究会の参加も得て実施したシミュレーションの結果も、その見方を裏付けるものであった。このシミュレーションは、湾岸危機・湾岸戦争が起った時にもし今の安保法制とガイドラインがあったならば日本には何ができたのか、果たして「小切手外交」との国際的批判は回避し得たのかという問題意識の下で実施されたものである。その結果明らかになったのは、現在の法的枠組みの下であれば、日本は当時国際社会から求められた行動のうち多くを実行に移すことが許され、「金は出すが人は出さない」といった批判も回避できた可能性があるということであった。また、村上論文は、日本の平和と安全の確保に関わる行動だけではなく、国際平和への日本の貢献に関わる行動についても、日本にできることは、「駆けつけ警護」と「安全確保業務」を中心に大きく拡大したことを示している。

(2) 「できるようになった」ことをどこまで実行に移せるのか

しかし、理論的に可能になったことが実際に実行できるとは限らない。本研究会の参加者の間では、この点についてもコンセンサスがあった。ここで問題となるのが、まず日本政府が必要な事態認定を速やかに行えるかどうかという点であった。たとえば神保論文は、南シナ海で中国がフィリピンを攻撃し米国が介入を決定したという状況を例にとり、日本による重要影響事態の認定と運用は「予想以上に難しい」との見解を提示している。また、事態認定が行われたとしても、それぞれの事態における自衛隊の活動に関する基本計画が国会で十分に速やかに承認されるのかという問題も指摘された。特に森論文は、現在の法制の下では自衛隊の行動を民主的に統制する必要と自衛隊の活動の実効性の確保の間の緊張関係が先鋭化するリスクが残っているとして、それをいかにすれば回避ないし緩和できるかという観点から政策提言を含む議論を行っている。

また、「できるようになった」ことを実行に移そうとする際のハードルは、事態認定や国会による自衛隊の活動に関する基本計画の承認だけではない。たとえば小谷論文は、南シナ海での「キューバ危機」に際して米国が日本に要請するかもしれない活動のうち船舶検査とアセット防護をめぐっては、現行法制下で自衛隊の活動に「切れ目」が残っている可能性があることを指摘する。また、神保論文は、尖閣諸島などをめぐってグレーゾーン事態が起こった際、さまざまな法改正にもかかわらず海上保安庁と海上自衛隊の役割分担の間に「切れ目」が残っている可能性を指摘している。さらに、日本の国際平和への貢献をめぐる村上の論文では、「駆けつけ警護」と「安全確保業務」が改正PKO法に盛り込まれたことによって理論的には拡大した自衛隊による国際平和協力活動への貢献の可能性は、実は絵に描いた餅に終わりがかねない危険を含んでいることが示されている。それらの活動を行うための要件が厳し過ぎ、またその際の武器使用にも国際的な標準に比べて大きな制約が残っているために、日本は求められる活動を最も必要とされる時にはとれない可能性が否定できないからである。

そして、こうした諸点の根本には、日本の政治的意志の問題がある。日本の平和と安全

の確保のためであれ、国際平和に日本が貢献しようとする場合であれ、日本が「できるようになった」ことのうち何を実際に行っていくのかは、日本の国益に基づいて日本自身が判断していかなければならない。そのことは、特に森論文や佐橋論文の強調するところであるが、本研究会の参加者全員の共通認識でもある。

(3) 国民に対する啓蒙の重要性——事態認定と国会承認を円滑に進めるために

上で述べたように、法的には自衛隊が「できるようになった」ことを実際に実行させていく上で特に重要なのが、政府による事態認定と国会による必要な承認がどこまで円滑かつ柔軟に進められ得るかということである。この点で、本研究会の参加者の間に異論はなかった。そして、森論文や村上論文は、必要な場合には国会による承認を事後承認にするとか、場合によっては時限付きで国会の承認なしでの自衛隊の行動を認めるといった提案を行っている。

だが、軍の行動を民主的に統制する必要と軍の活動の実効性の確保の間の緊張関係は、実は日本に限った問題ではない。世界の民主主義国は、全てこの問題と向き合っている。では、なぜ日本の場合にはこの問題が特に先鋭化しやすいのか。それは、本稿の冒頭でもふれたように、「平和のための軍事力の役割」を直視したがる感情が国民の間に今なお根強く、敵による日本攻撃の脅迫があった場合などに、その感情が、日本が戦争に巻き込まれることを避けるためには自衛隊の活動を制約すべきであるといった意見につながりやすく、それを一部政党が政治的に利用しようとする可能性が否定できないからである。

本研究会の参加者は、自衛隊の活動が積極化すればそれでよいというような単純な見方はとらない。しかし、日本の平和と安全の確保のためにも、国際的な平和協力活動に日本が参加する場合にも、必要な時に必要な行動をとることが国民の多数によって認められ得るように、政府が国民との間で日頃から防衛や安全保障の問題についてこれまで以上に率直な議論を行い、啓蒙に努めていかなければならない。それが、本研究会の参加者の間のコンセンサスであった。

(4) 法的基盤のさらなる整備の必要性

以上のような点に関する研究会での議論を踏まえて、本報告書に収録された論文のいくつかでは、「できるようになった」活動を実際に行えるようにするためにさらなる法の整備や、あるいは法の運用上のくふうが必要であることが提唱されている。

(5) 現れつつある新たな地政戦略的環境

そもそも、新たな安全保障法制が提案され、日米間で18年ぶりにガイドラインの改定が合意されたのは、日本や東アジア地域、さらにはグローバルな国際社会をとり巻く安全保障環境の変化に対応するためであった。首相官邸のウェブサイトにある『なぜ』『いま』平和安全法制か?』と題する記事では、「日本周辺の安全保障環境は厳しさを増しています」、「国際社会全体の安全保障環境も変化しています」と述べつつ、「近年、アジア太平洋地域でも、国際社会全体でも、平和、安全、そして繁栄を脅かす、様々な課題や不安定要因が収まる気配を見せません。日本は、平和で安全な社会を守り、そして発展させていくため、これらの脅威に対応していく必要があります」と国民に訴えかけている³。

だが、新安保法制や新ガイドラインでは十分に想定しきれていない、さらに新しい地政戦略的な環境の変化が日本周辺で起こりつつあるのではないのか。このような問題意識に基づいて書かれたのが、高橋論文である。高橋によれば、北朝鮮の核兵器と弾道ミサイルの開発の急進展により、朝鮮半島有事に際しても日本が北の攻撃を受ける、あるいはそのように恫喝されるという脅威が現実のものになりつつある。新安保法制と新ガイドラインに基づく新たな日本の安全保障政策の枠組みは、米国による日本に対する核抑止力を中心とした拡大抑止が確固たる信頼性を維持することを大前提としているが、この新たな環境変化は、その前提を揺るがしかねないものである。高橋は、日米にはこの変化に対応して米国の拡大抑止の信頼性を質的に強化する努力が不可欠になっていることを力説する。

高橋が論文の中で問題にしているのは、日本が今後朝鮮半島有事に備える上で新たに何が必要になってきているのかという点である。だが、北朝鮮の核兵器と弾道ミサイルの能力の向上は、日本が抱えるそれ以外の安全保障問題への対応にも影響を及ぼす可能性がある。たとえば、中国に対する米中連携のあり方である。報じられているように、2017年4月の米中首脳会談以降、トランプ米大統領は中国の習近平主席による北朝鮮に対する圧力強化に期待を強めるようになり、習主席がそれにある程度応えていることを評価する発言を繰り返すようになってきている。それは、北朝鮮問題に関しては日本にとっても大いに好ましい動きであるが、もしトランプ大統領が中国の力による現状変更の動きに対抗する姿勢を弱めるようなことがあれば、日本の安全保障にとって大きな懸念材料となる。日本が新たな安全保障法制と新たな日米ガイドラインの下で安全保障政策を成功裡に進めていくためには、何よりも対中政策に関する日米間の調整が重要であることがかねてから指摘されてきた。北朝鮮の核・ミサイル能力の急発展による地政戦略的環境変化は、この点に悪影響を与える要因として働くリスクがあるのである。

高橋論文は、本来の狙いである、北朝鮮をめぐる新たな環境の下で米国の拡大抑止の信頼性をいかに保ち向上させるかという問題を浮き彫りにすると同時に、北朝鮮以外の安全保障上の脅威や課題に関しても、日本をとり巻く安全保障環境の変化とそれがもたらす影響に常に注意を払い、必要な対応をとっていく必要性をわれわれに教えている。

(6) 狭義の安全保障政策を超えた対応策の必要性

最後に、佐橋論文は、日本の平和と安全を確保するためには、安全保障政策を実効性のあるものにしていくことは不可欠であるが、それだけでは十分とは言えないことを示している。なぜなら、日本や米国には、そもそも緊張や有事が発生しないようにし、あるいはそれが発生した後でもそのエスカレーションを食い止める努力が必要とされるが、その目的は、狭義の安全保障政策だけでは達成できないからである。佐橋が「外交努力」の重要性を強調するゆえんである。

日本には、軍事的な安全保障努力をできるだけ制限したいという願望から「外交努力」の重要性を言い立てる向きも存在することは確かである。本研究会の参加者は、そうした俗論に与するものではない。だが、必要な安全保障努力を十分に行いつつ、それと並行して可能な限りの外交努力を行うべきであるという点では、意見が一致している。

5. むすびにかえて

以上が、本研究会が2年にわたって実施してきた日本の新たな安全保障政策の「リアリティ・チェック」の結果の概要である。

むろん、各委員の報告論文が、「リアリティ・チェック」が必要な全ての項目を網羅できたわけではない。たとえば、日本が今後新たに実施を目指そうとするであろうさまざまな活動に、現在の自衛隊等の能力と装備がどこまで見合ったものになっているのかという問題、すなわち、新しい安全保障政策を実行に移すために現在の日本の防衛能力に何を付け加えなければならないのかという問題の検討は、冒頭で示したわれわれの問題意識には含まれていたが、本報告書に収録された諸論文は、この問題にふれることはできていない。

また、高橋委員の提起した、新安保法制制定以降の新たな環境変化への対応の問題も、近年の国際情勢の変化の流動性や速度を考えれば、本来は日本の安全保障政策のリアリティ・チェックには欠かせない要素になるはずである。だが、高橋委員自身が詳細に検討した北朝鮮の核・ミサイル開発の進展が米国の拡大抑止に与える影響の問題以外には、本研究会としてはこの問題を検討することもできていない。

それは残念なことではあるが、基本的には、本研究会の活動における人的な制約（委員の数）および時間的な制約の結果であり、やむを得ないことであったと判断している。

そうした制約はあるものの、本研究会の2年間の活動は、今後日本の安全保障政策の「リアリティ」を考察していこうとする全ての実務家と研究者に対し、その基礎となる一定の知見を提供し得たと信ずるものである。

— 注 —

- ¹ この点については、神谷万丈「日本の安全保障政策と日米同盟——冷戦後の展開と今後の課題」久保文明編、日本国際問題研究所監修『アメリカにとって同盟とはなにか』（中央公論新社、2013年）を参照。
- ² 「朝日新聞社世論調査 質問と回答」『朝日新聞』2017年5月2日。この調査では、「集団的自衛権を使えるようにしたり、自衛隊の海外活動を広げたりする安全保障関連法に、賛成ですか。反対ですか。」という問いに対し、賛成が41%、反対が47%であった。
- ³ 『「なぜ」『いま』平和安全法制か?』首相官邸ウェブサイト [http://www.kantei.go.jp/jp/headline/heiwa_anzen.html] (2017年3月26日アクセス)。